

当別町条件付一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるものを除き、当別町が発注する工事について、条件付一般競争入札（以下「条件付入札」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格3千万円以上の工事の中から町長が選定するものとする。

2 町長は、前項の規定により対象工事を選定するときは、当別町建設工事契約参加者審査委員会規程（昭和59年当別町訓令第4号）第1条に規定する建設工事契約参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経るものとする。

(告示)

第3条 町長は、条件付入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 入札に付する内容
- (2) 入札に参加する者の要件
- (3) 入札参加資格の申請方法
- (4) 入札の方法
- (5) 契約の締結に係る条件
- (6) 疑義が生じた場合の確認方法
- (7) その他町長が必要と認める要件

2 前項に規定する告示は、当別町公告式条例（昭和25年当別町条例第26の2号）の規定によるほか、町長が適当と認める方法により行うものとする。

(入札参加要件)

第4条 条件付入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、そのものが特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）又は経常建設共同企業体である場合には、第1号から第5号までの規定は、当該共

同企業体を構成する法人等の要件とするものとする。

- (1) 当別町建設工事の競争入札参加資格者として対象工事と同種の業種について登録されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 入札執行の日までに競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成7年当別町訓令第10号）の規定により指名停止の措置を受けていないものであること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団経営支配法人又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの（法人その他の団体にあっては、その役員が暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）でないこと。
- (7) 当別町内に本店、支店又は主たる営業所を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定により審査を受けた直近年度の経営事項審査の結果に基づき、町長が対象工事と同種の業種ごとに指定する総合評点を満たしているものであること。
- (8) 別表に定める対象工事と概ね同規模と認められる同種工事を元請け等として施工した実績を有するものであること。
- (9) 1件の建設工事につき、下請発注額の合計が法第3条第1項に規定する額以上となる見込みがある場合は、法第15条に規定する特定建設業の許可を有するものであること。
- (10) 対象工事の施工現場に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者が適正であること。
- (11) 特定企業体を結成する場合は、当別町内に本店を有するものが構成員に1社以上含まれていること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が工事ごとに必要と認めて定める要件を満た

していること。

(審査委員会)

第5条 町長は、対象工事ごとに入札参加資格の決定等を行う場合は、審査委員会に審査させなければならない。

2 審査委員会は、条件付入札に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札参加資格の確認及び決定に関すること。
- (2) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

3 審査委員会は、第4条第7号から第10号に掲げる事項の確認等については、技術審査会設置要領（平成7年当別町訓令第12号）に規定する技術審査会を活用することができる。

(入札参加申請)

第6条 条件付入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を町長が定める期限までに提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号又は別記様式第2号）
- (2) 類似工事施工実績書（別記様式第3号）
- (3) 配置予定技術者等経歴書（別記様式第4号又は別記様式第5号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査した結果を条件付一般競争入札参加資格確認通知書（別記様式第6号）により申請者に通知しなければならない。

2 条件付入札の参加資格を認められなかった申請者は、町長が定める日までに、その理由について、書面により説明を求めることができるものとし、町長は、入札参加資格に係る理由説明書（別記様式第7号）により回答するものとする。

3 町長は、前2項の通知又は回答を行う場合は、審査委員会に審査させなければならない。

- 4 町長は、入札参加資格を認めた者が不在の場合においては、当該工事の入札方法等について、審査委員会に審査させなければならない。

(入札に参加できない者)

第8条 次のいずれかに該当する者は、条件付入札に参加できないものとする。

- (1) 申請書類に虚偽の記載をしたもの
- (2) 条件付入札の参加資格確認後において、入札の参加資格に欠けることとなったもの

(設計図書の閲覧等)

第9条 対象工事の設計図書は、当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）

第109条の規定により告示の日の翌日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 条件付入札に参加しようとする者は、告示の日の翌日から入札日の前日までの間、設計図書等を有料で複写することができる。
- 3 条件付入札に参加しようとするものは、設計図書等の内容について質問することができる。この場合においては、町長が指定する日までに質問書（別記様式第8号）を提出しなければならない。
- 4 前項の質問があった場合、町長は質問書を提出したものに対して質問回答書（別記様式第9号）により回答を行うとともに、その内容を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第10条 町長は、条件付入札の執行に際しては、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けなければならない。

- 2 入札執行回数は、3回を限度とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(当別町条件付一般競争入札試行要綱の廃止)

- 2 当別町条件付一般競争入札試行要綱（平成 7 年当別町訓令第 1 1 号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

当別町条件付一般競争入札における入札参加要件となる工種・金額別施工実績一覧

工事種別	設計金額（税込）	入札参加格付	入札参加に必要な施工実績
土木一式 工事・水 道施設工 事	35,000 万円以上	A（特定 JV 可）	単体企業の場合 国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した土木一式工事・水道施設工事（工事ごとに具体的な金額を設定）
			特定 JV の場合 【代表者】国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した設計金額（税込）の 1/2 以上程度の土木一式工事・水道施設工事（工事ごとに具体的な金額を設定） 【構成員】国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した 3,500 万円以上の土木一式工事・水道施設工事
	35,000 万円未満 15,000 万円以上	A	国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した 7,500 万円以上の土木一式工事・水道施設工事
	15,000 万円未満 7,000 万円以上		国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した 3,500 万円以上の土木一式工事・水道施設工事
	7,000 万円未満 5,000 万円以上		国・道・当別町から受注し、指定された年度内に完成した 2,500 万円以上の土木一式工事・水道施設工事
	5,000 万円未満		国・道・当別町から受注し、指定され

	3,000 万円以上		た年度内に完成した 1,500 万円以上の 土木一式工事・水道施設工事
建築一式 工事	35,000 万円以上	A（特定 JV 可）	単体企業の場合 国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した同等の構造で延床面積が 1/2 以上の建築一式工事
			特定 JV の場合 【代表者】国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した同等の構造で、延床面積が 1/2 以上の建築一式工事 【構成員】国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した同等の構造で、3,500 万円以上の建築一式工事
	35,000 万円未満	A	国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した同等の構造で、延床面積が 1/2 以上の建築一式工事
	15,000 万円以上		
	15,000 万円未満		
	7,000 万円以上		
	7,000 万円未満		
	5,000 万円以上		
	5,000 万円未満		
	3,000 万円以上		
その他工 事	35,000 万円以上	A（特定 JV 可）	単体企業の場合 国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した発注

			予定工事と同種工事（工事ごとに具体的な金額を設定）
			特定JVの場合 【代表者】 国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した設計金額（税込）の 1/2 以上程度の発注予定工事と同種工事（工事ごとに具体的な金額を設定） 【構成員】 国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した 3,500 万円以上の発注予定工事と同種工事
	35,000 万円未満 15,000 万円以上	A	国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した 7,500 万円以上の発注予定工事と同種工事
	15,000 万円未満 7,000 万円以上		国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した 3,500 万円以上の発注予定工事と同種工事
	7,000 万円未満 5,000 万円以上		国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した 2,500 万円以上の発注予定工事と同種工事
	5,000 万円未満 3,000 万円以上		国・地方公共団体・民間企業から受注し、指定された年度内に完成した 1,500 万円以上の発注予定工事と同種工事